

2019年7月8日
高松空港株式会社

企画競争実施の提案募集

次のとおり、企画提案書を募集する。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和元年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業
交通・観光連携着地型旅行商品造成・周遊ルート開発事業
公共交通とレンタカーを組み合わせた着地型商品の造成等に関する業務

(2) 業務内容

別紙「説明書」のとおり

(3) 実施期限

契約日から2020年3月13日（金）まで

2. 企画競争参加資格要件

(1) 次の各号に該当しない者であること。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 四国運輸局長、香川県知事及び高知県知事から指名停止を受けている期間中ではないこと。

3. 手続等

(1) 担当

〒761-1401 香川県高松市香南町岡1312番地7
高松空港株式会社 空港営業部
担当者： 山田、眞鍋 TEL：087-814-3657 FAX：087-814-3658
E-mail： a6.yamada@takamatsu-airport.com
y8.manabe@takamatsu-airport.com

(2) 企画提案書の作成及び提出方法

- ① 書類の規格及び頁数：A4版 10頁程度
- ② 構成：表紙(業務名、事業者名及び提出日を記載)、企画内容等(③にも留意)
- ③ 企画提案書には、当該業務の実施体制及び経費の見積及び内訳も明瞭に記載すること。
- ④ 提出期限：2019年7月22日（月）17時00分
- ⑤ 提出方法：(1)に5部、持参又は郵送（書留郵便で期限内必着）するか、(1)記載のメールアドレスまで送信すること。（メールの場合は5MB以下の容量とし、電話等では着信の確認を行うこと。）

(3) 説明会 実施しない。

- (4) 企画提案に関するヒアリング 必要に応じて実施することがある。
- (5) 提案書を特定するための評価基準 別紙「提案書の評価基準」のとおり。

4. 支払条件及び概算予算額

- (1) 支払条件: 納入検査終了後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、債権者の取引銀行口座へ契約金額を振込むものとする。
- (2) 概算予算額: 4,700千円以下(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は3. (1)とし、提出期限の前日まで照会を受付け、口頭で回答するものとする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出期限までに3. (1)に到達しなかった提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (5) 提案書の差し替え及び再提出は、原則認めないこととする。なお、特定後においても提案書の記載内容の変更は、原則認めないこととする。
- (6) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (7) 提案書を特定した場合は、当該提案書を提出した応募者に対しその旨を書面で通知する。提案書を特定しなかった応募者に対して、当該提案書を特定しなかった旨及び特定しなかつた理由(以下「非特定理由」という。)を書面により通知する。
- (8) 特定しなかった提案書は応募者に返却する。なお、メールで提出された提案書又は返却を希望しない旨を提出する際に申し出た提案書は返却しない。
- (9) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として速やかに実施主体と契約を結ぶこととする。
- (10) 当募集にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。